



金 沢 市 公 報

号外第 11 号の 8

平成21年(2009年) 3月31日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
訓令甲	
金沢市児童相談所当直勤務規程(こども福祉課)	1
金沢辞令式に関する規程の一部改正について (職 員 課)	2
職員の勤務時間に関する規程等の一部改正について (")	3
職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (")	3
道路等管理事務所当直規程の一部改正について (道路管理課)	3

告 示	ページ
金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	4
金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	4
妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱の一部改正について (健康総務課)	4
金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	6
いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について (")	6

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

金沢市児童相談所当直勤務規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

金沢市長 山 出 保

金沢市児童相談所当直勤務規程

(趣旨)

第 1 条 金沢市児童相談所の当直に関しては、金沢市役所当直規程(昭和23年訓令甲第13号)によるほか、この規程の定めるところによる。

(当直勤務)

第 2 条 当直は、宿直とする。

2 当直の勤務時間は、午後11時45分から翌日の午前 6 時45分までとする。

(当直員)

第 3 条 当直員は、こども総合相談センターの職員のうちから 1 人をもってこれに充てる。ただし、こども総合相談センター所長(以下「所長」という。)が必要があると認めるときは、増員することができる。

(当直の割当て)

第 4 条 当直員の氏名及び日割りは、所長が定め、これを本人に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当直の勤務に従事しなければならない。

3 代直の必要が生じたときは、その者が代理者を定めて、事前に所長の承認を得なければならない。

(当直員の服務)

第 5 条 当直員の服務は、次のとおりとする。

(1) 一時保護をしている児童の安全の確保に関する事項

(2) 施設及び物品の保全に関する事項

(非常の場合の処置)

第 6 条 当直員は、火災、事故その他非常事態が発生した場合は、直ちに適當の処置をとるとともに、所長及び関係上司に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

●金沢市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

金沢市長 山 出 保

第 2 条第10号中「休業」を「育児休業」に改め、同条第21号中「第 6 条第 1 項」を「(平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第 6 条第 1 項又は第18条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(22) 育児短時間勤務 育児休業法第10条第 1 項の規定により、短時間勤務をさせること。

(23) 育児短時間勤務の例による短時間勤務 育児休業法第17条の規定により、短時間勤務をさせること。

別表第10項中「休業を承認する場合」を「育児休業を承認する場合」に、「休業期間」を「育児休業期間」に改め、同表第31項を同表第32項とし、同表第30項を同表第31項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

30 任期付採用を行う場合

(1) 育児休業に伴う場合

金沢市 () に採用する(地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項による)

任期は 年 月 日までとする

(2) 育児短時間勤務に伴う場合

金沢市 (週 時間勤務) に採用する(地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項による)

任期は 年 月 日までとする

別表中第29項を削り、第28項を第29項とし、第12項から第27項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第11項第 4 号中「休業期間」を「育児休業期間」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「休業承認失効(休業期間満了)」を「育児休業承認失効(育児休業期間満了)」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加え、同項を同表第12項とする。

(3) 育児休業の承認を取り消す

職務に復帰した

別表第10項の次に次の 1 項を加える。

11 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

育児休業の承認を取り消す

年 月 日付けで請求のあった育児休業を承認する

育児休業期間は 年 月 日までとする

別表に次の 7 項を加える。

33 育児短時間勤務を承認する場合(第37項に規定する場合を除く。)

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 3 項の規定により育児短時間勤務(週 時間勤務)を承認する

育児短時間勤務の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第 2 項の規定により育児短時間勤務の期間を 年 月 日まで延長する

34 育児短時間勤務の期間が満了した場合

年 月 日限りで育児短時間勤務の期間は満了した

35 育児短時間勤務の承認が失効した場合

育児短時間勤務の承認は失効した

36 育児短時間勤務の承認を取り消す場合(次項に規定する場合を除く。)

育児短時間勤務の承認を取り消す

37 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合

育児短時間勤務の承認を取り消す

年 月 日付けで請求のあった育児短時間勤務（週 時間勤務）を承認する
 育児短時間勤務の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

38 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をさせる

39 育児短時間勤務の例による短時間勤務が終了した場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務は終了した

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

●金沢市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

金 沢 市 長 山 出 保

第 5 条中「占める職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）」を加える。

別表農業センターに勤務する職員の項の次に次のように加える。

近江町交流プラザに勤務する職員	日勤	1 週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、館長が定める。	4 週間を通じ 4 日以上とし、その期日は、館長が定める。	勤務時間 6 時間を超え 8 時間までは45分、8 時間を超えるときは 1 時間とし、その時限は、館長が定める。
-----------------	----	------------------------------------	-------------------------------	--

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

●金沢市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

金 沢 市 長 山 出 保

第 1 項中「占める職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）」を加え、「福祉指導監査課及び近江町市場再整備事務所」を「及び福祉指導監査課」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

●金沢市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

道路等管理事務所当直規程（昭和43年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

金 沢 市 長 山 出 保

第 1 条中「宿直及び日直」を「当直」に改める。

第 2 条第 2 項中「日直及び宿直の期間並びに」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「日直及び宿直に従事する者（以下「当直員」という。）」を「当直員」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を

加える。

当直は、日直とする。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

告 示

●金沢市告示第58号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

金沢市長 山 出 保

附則第 3 項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

●金沢市告示第59号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

金沢市長 山 出 保

第 1 条中「新築し」を「建築し」に改める。

第 3 条第 2 号中「建築後」を「新築後」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自己の居住の用に供するため、金沢産のすぎ柱を50本以上使用して、本市の区域内の建築物等を増築し、又は改築して木造個人住宅を建築し、かつ、当該木造個人住宅に居住する者

第 4 条中「木造個人住宅」の次に「の建築」を加える。

第 5 条第 1 項中「新築しようとする」を「建築しようとする」に、「新築の」を「建築の」に改める。

第 8 条第 2 号中「新築」を「建築」に改める。

第10条第 1 項中「第 3 条第 1 号」の次に「若しくは第 2 号」を加え、「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 3 号」に改める。

第11条第 2 号中「新築」を「建築」に改める。

附則第 2 項中「平成21年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改める。

附 則

1 この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第60号

妊産婦及び 3 歳未満児健康診査実施要綱（昭和48年告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

金沢市長 山 出 保

第 3 条中「市長が」を「病院、診療所及び助産所（以下「医療機関」という。）のうち、市長が」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、健診については、指定医療機関以外の医療機関（以下「指定外医療機関」という。）で行うことができるものとする。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 健診の時期は、次の各号に掲げる妊産婦等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、助産所で健診を受けることができる時期は、市長が別に定める。

(1) 妊婦 妊娠 8 週、妊娠12週、妊娠16週、妊娠20週、妊娠24週、妊娠26週、妊娠28週、妊娠30週、妊娠32週、妊娠34週、妊娠36週、妊娠37週、妊娠38週及び妊娠39週の前後

(2) 産婦 出産後 1 箇月頃

- (3) 乳児 おおむね生後 1 箇月及び 6 箇月
- (4) 1 歳児 その誕生日の前後
- (5) 2 歳児 その誕生日の前後

第 5 条中「健診を」を「指定医療機関で健診を」に、「指定医療機関に」を「当該指定医療機関に」に改める。

第 6 条中「指定医療機関」を「医療機関」に改める。

第 8 条中「健康診査」を「指定医療機関における健康診査」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

第 9 条 市長は、指定外医療機関での健診に係る費用を支払った者に対し、その者の申請により、当該費用を助成するものとする。ただし、助成の額は、診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項の規定による定めをいう。）を勘案して市長が別に定める額を限度とする。

2 前項本文に規定する申請は、健診を受けた日から 2 年以内に、当該健診に係る領収書及び健診受診票を添えて、金沢市妊産婦等健康診査費助成金支給申請書（別記様式）により行うものとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 9 条関係）

金沢市妊産婦等健康診査費助成金支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名



妊産婦等健康診査費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

受診者	妊産婦	(ふりがな) 氏名	(年 月 日生)		
		住所	申請者との続柄		
受診者	乳児	(ふりがな) 氏名	(年 月 日生)		
		住所	申請者との続柄		
申請する健診	妊婦健診				
	産婦健診				
	乳児健診				
振込先	金融機関名		預金種別		
	口座番号		口座名義人		

備考

- 1 領収書及び健康診査受診票を添付してください。
- 2 処理欄は、記入しないでください。

(処理欄)

申請額						円					
妊婦健診	年 月 日 円			産婦健診			年 月 日 円				
	年 月 日 円			乳児健診			年 月 日 円				

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行し、同日以後に健診を受ける者について適用する。

●金沢市告示第61号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

金沢市長 山 出 保

第 2 条第 7 号中「申請」の次に「(次条第 2 号に該当する者にあつては、第10条第 1 項の規定による申請)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(8) 多子世帯該当者 第 5 条第 1 項の規定による申請（次条第 2 号に該当する者にあつては、第10条第 1 項の規定による申請）を行う年度の 4 月 1 日における満年齢が18歳未満の者（以下「対象児童」という。）が 3 人以上いる世帯に属する者であり、かつ、当該者が新築し、又は購入した個人住宅において 3 人以上の対象児童（当該者の世帯に属する者に限る。）と同居する者をいう。

第 4 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定に該当する者が多子世帯該当者である場合には、前 2 項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の 1 パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

様式第 1 号中

「

12	伝統環境保存区域	該当する	該当しない
13	こまちなみ保存区域	該当する	該当しない
14	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()
		氏名	
		資格	一級 二級 木造

を

」

「

12	多子世帯	該当する	該当しない
13	伝統環境保存区域	該当する	該当しない
14	こまちなみ保存区域	該当する	該当しない
15	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()
		氏名	
		資格	一級 二級 木造

に

」

改め、「税関係情報の記録」の次に「及び住民記録」を加える。

様式第 2 号中「税関係情報の記録」の次に「及び住民記録」を加える。

附 則

- この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年 4月 1日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定による申請（新要綱第 3 条第 2 号に該当する者にあつては、新要綱第10条第 1 項の規定による申請）に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による申請（旧要綱第 3 条第 2 号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第 1 項の規定による申請）に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第62号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

金沢市長 山 出 保

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 多子世帯該当者 第 5 条第 1 項の規定による申請を行う年度の 4 月 1 日における満年齢が18歳未満の者（以下「対象児童」という。）が 3 人以上いる世帯に属する者であり、かつ、当該者が新築し、又は購入した戸建て住

宅において3人以上の対象児童（当該者の世帯に属する者に限る。）と同居する者をいう。

第4条第1項中「額とする」の次に「。以下「対象借入金等の額」という」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「前条各号」及び「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前条各号に該当する者が多子世帯該当者である場合には、前項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

様式第1号中

「

10 用途地域	
---------	--

」

「

10 多子世帯	該当する	該当しない
11 用途地域		

」

改め、「税関係情報の記録」の次に「及び住民記録」を加える。

様式第2号中「税関係情報の記録」の次に「及び住民記録」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

平成21年(2009年)3月31日 印刷 発行人
平成21年(2009年)3月31日 発行 発行所
定価 120円 印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄